

静岡県立自然公園条例施行規則及び静岡県自然環境保全条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年4月30日

静岡県知事 鈴木康友

静岡県規則第50号

静岡県立自然公園条例施行規則及び静岡県自然環境保全条例施行規則の一部を改正する規則
(静岡県立自然公園条例施行規則の一部改正)

第1条 静岡県立自然公園条例施行規則（昭和36年静岡県規則第49号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(特別地域内における許可又は届出を要しない行為) 第15条 条例第19条第8項第5号に規定する規則で定める行為は、次に掲げる行為とする。 (1)～(33)の29 (略) (33)の30 海上運送法（昭和24年法律第187号） <u>第3条の規定により一般旅客定期航路事業の免許を受けた者、同法第20条の規定により不定期航路事業の届出をした者又は同法第21条の規定により旅客不定期航路事業の許可を受けた者が当該事業を営むために動力船を使用すること。</u> (33)の31～(34) (略)	(特別地域内における許可又は届出を要しない行為) 第15条 条例第19条第8項第5号に規定する規則で定める行為は、次に掲げる行為とする。 (1)～(33)の29 (略) (33)の30 海上運送法（昭和24年法律第187号） <u>第3条第1項の規定により一般旅客定期航路事業の許可を受けた者、同法第21条第1項の規定により旅客不定期航路事業の許可を受けた者、同法第22条第1項の規定により一般不定期航路事業の登録を受けた者又は同法第23条第1項の規定により貨物専用不定期航路事業の届出をした者が当該事業を営むために動力船を使用すること。</u> (33)の31～(34) (略)

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

(静岡県自然環境保全条例施行規則の一部改正)

第2条 静岡県自然環境保全条例施行規則（昭和48年静岡県規則第49号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
第17条 条例第13条第9項第4号の規則で定める行為は、次に掲げる行為とする。 (1)～(10) (略) (11) 道路、広場、田、畑、牧場及び宅地以外の地域のうち知事が指定する区域内において車馬若しくは動力船を使用し、又は航空機を着陸させることであつて、次に掲げる	第17条 条例第13条第9項第4号の規則で定める行為は、次に掲げる行為とする。 (1)～(10) (略) (11) 道路、広場、田、畑、牧場及び宅地以外の地域のうち知事が指定する区域内において車馬若しくは動力船を使用し、又は航空機を着陸させることであつて、次に掲げる

もの ア～キ （略） ク 海上運送法（昭和24年法律第187号）第<u>3条</u>の規定により一般旅客定期航路事業の<u>免許</u>を受けた者、同法第20条の規定により<u>不定期航路事業の届出をした者又は同法第21条の規定により旅客不定期航路事業の許可を受けた者が、当該事業を営むために動力船を使用すること。</u> ケ （略） (12)・(13) （略）	もの ア～キ （略） ク 海上運送法（昭和24年法律第187号）第<u>3条第1項</u>の規定により一般旅客定期航路事業の<u>許可</u>を受けた者、同法第21条第<u>1項</u>の規定により<u>旅客不定期航路事業の許可を受けた者、同法第22条第1項の規定により一般不定期航路事業の登録を受けた者又は同法第23条第1項の規定により貨物専用不定期航路事業の届出をした者が当該事業を営むために動力船を使用すること。</u> ケ （略） (12)・(13) （略）
--	--

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。